

「鹿児島県スポーツツーリズムパンフレット」制作業務委託仕様書

1 業務目的

本県で開催される多彩なスポーツイベントを「鹿児島のウェルネス」とともに紹介し、アスリートやスポーツイベント参加者だけではなく、一般客の誘客を図り、交流人口の拡大や地域活性化につなげることを目的とする。

2 委託業務の名称

「鹿児島県スポーツツーリズムパンフレット」制作業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

4 業務内容等

(1) 業務内容

- ① パンフレット制作にかかる企画，デザイン，原稿制作，編集，構成，翻訳，印刷，製本等の一切の業務
- ② 原稿は，日本語版及び英語版の2種類を制作
- ③ その他パンフレット制作に必要な業務

(2) 納品物

	日本語版	英語版
パンフレット	・ 10,000部 ・ 電子データ(PDFデータ)	—
概要版パンフレット	・ 電子データ(PDFデータ)	・ 3,000部 ・ 電子データ(PDFデータ)

※ 電子データは，CD-R1枚での提出とします。

(3) 印刷仕様

	日本語版	英語版
サイズ	指定なし	指定なし
用紙	指定なし	指定なし
ページ数 (裏表表紙を含む)	24ページ以下	8ページ以下
色	フルカラー	フルカラー
綴じ方	中綴じ	中綴じ

5 パンフレットのコンセプト

- (1) 20～30歳代の女性層や30～40歳代のファミリー層をメインターゲットとする。
- (2) 本県で開催されるスポーツイベントと「鹿児島のウェルネス」を紹介し，スポーツを目的とした来鹿と「鹿児島のウェルネス」を目的とした来鹿，それぞれを回遊させ，リピーター増につなげる。
- (3) 表紙は，ターゲット層がスポーツを楽しむイラストを使用。

6 掲載内容

(1) 日本語版

① 県内の主なスポーツイベント

別添「令和2年度 県内スポーツイベント開催情報」に掲載しているイベントで、今後も定期的な開催が見込まれるもの。

- ・ ウォーキング大会
- ・ マラソン大会
- ・ サイクリング大会
- ・ その他（本県の自然・景観を活用した大会など）

② アクティブツーリズム（スポーツ体験施設・スポット、サイクリングルート）

③ 周辺観光地（体験型観光地、温泉や自然景観などいわゆる鹿児島島のウェルネス）

④ ご当地グルメ

⑤ スポーツイベントカレンダー

上記①で記載したイベントを、カレンダー形式で表示

(2) 英語版

日本語版の内容（項目）をピックアップして掲載（概要版）。

※ 日本語版・英語版ともに、掲載するイベント等は受注後、県と協議して決定します。

7 留意事項

- (1) スポーツイベントと観光地情報を連動させ、周遊に繋がる工夫をすること。その際、イベント等を単に羅列するのではなく、地域や季節ごとに紹介するなど工夫をすること。
- (2) 各イベント等の情報は、写真、概要説明入りで紹介することとし、掲載する個々の説明文は、原則受注者が提供すること。
- (3) 使用する画像やイラスト等の素材は、受注者が手配する。ただし、必要に応じて、発注者からも提供する。
- (4) 各イベント等にはQRコードを併載し、詳細情報は各HP等で確認できるようにすること。

8 校正

校正は、色校正も含め3回以上で、原則として毎回カラー出力を提出する。

9 納入期限

令和3年1月29日（金）

※ 日本語版の納入期限は、令和2年12月25日（金）とする。

10 納品場所

鹿児島県文化スポーツ局スポーツ振興課（本庁舎9階）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3010

11 著作権の譲渡等

- (1) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定

する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に発注者へ無償で譲渡すること。

- (2) 発注者は、成果品が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

12 その他

- (1) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。
- (2) 本業務に係る内容は、発注者と受注者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定する。
- (3) 本業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受注者が負担するものとする。
- (4) 成果品を発注者へ提出した後において、成果品の瑕疵が判明した場合には、受注者の責任において適切に対処することとする。
- (5) 受注者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。